

令和7年11月17日
建設常任委員会資料

道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること
の委任専決処分について

1 委任専決事項

道路管理瑕疵事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

令和7年11月10日（月）

3 損害賠償額

事例1 7,000,100円

事例2 2,975,375円

4 事故の概要

(1)事例1

ア 発生日時

令和6年1月31日（水）19時30分頃

イ 発生場所

宍粟市一宮町生柄810-2地先

主要地方道養父宍粟線

ウ 相手方（年齢等は当時のもの）

79歳 女性

エ 発生状況

友人宅へ訪れた帰り、県道を挟んで南東にある敷地に駐車していた場所まで戻ろうとしたところ、側溝に蓋がけされていないことに気づかず転倒し両足を負傷した。

(2)事例2

ア 発生日時

令和6年3月12日（火）午前3時46分頃

イ 発生場所

川西市多田桜木1丁目9-14付近

国道173号

ウ 相手方（年齢等は当時のもの）

58歳 女性（運転者）

※和解及び損害賠償支払の相手方は事故当事者に労災保険給付した兵庫労働局

エ 発生状況

国道 173 号を川西市から猪名川町方面へ向かって走行中、第 1 車線を塞ぐよう折れていた桜の枝に接触したことによって、身体損傷（急性くも膜下出血）及び原動機付自転車を損傷した。